

働き方改革 準備できてますか？

知っておきたい！！ 人事労務の法改正

昨年より、「働き方改革関連法」が、順次施行されています。
年次有給休暇の時季指定義務化は昨年4月から、時間外労働の上限規制は今年4月から、といずれも中小企業も対象となりました。

また、大企業では、同一労働同一賃金は今年4月、パワハラ防止法は今年6月から適用されました。

今後、中小企業についても、同一労働同一賃金(令和3年4月から適用)・パワハラ防止法(令和4年4月から適用)に向けての対応準備が必要です。

是非、受講いただき、準備に努めましょう！！

◆日時:12月 8日(火)14:00~15:30

◆場所:半田商工会議所3階会議室

◆講師:小藤省吾氏(小藤経営労務事務所・代表)

(社会保険労務士・中小企業診断士・当所専門相談員)

◆内容:①年次有給休暇の時季指定の義務化

②時間外労働の上限規制

③同一労働同一賃金

④パワハラ防止法



お問合せ:半田商工会議所中小企業相談所 0569-21-0311

FAX:半田商工会議所宛:0569-23-4181

12/8(火) 人事労務の法改正 申込書

事業所名	
参加者氏名	
TEL	
FAX	
MAIL	